

泉 区公告第 55 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第 143 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 1 0 月 2 1 日

横浜市泉区長 藤岡 謙二 印

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	多辺田 徳幸 岡田 久 最賀 大介 吉本 忠男 千明 勝人
送達する 書 類 名	介護保険料 令和 8 年度 8 月期分督促状	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		